

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	再任用に関する条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 9 号	法 規 集	第 2 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項等に基づき、再任用に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方公務員法の規定に基づき、定年退職者等を再任用するための必要な事項を定めているものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	地方公務員法の規定に基づき、定年退職者等を再任用するための必要な事項を定めたものであり、有効である。	再任用職員数 1,308 人 (H20 年 4 月 1 日現在、全任命権者)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	再任用職員の要件、任期などを限定的に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方公務員法の規定に基づき、再任用に関し必要な事項を定めるものであり、県の基本方針に齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方公務員法の規定に基づいて、再任用に関する必要な事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>